高山市条例第９号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月７日

高山市長　　田　中　　明

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における高山市固定資産税の特例に関する条例（平成２８年高山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（目的） 第１条　この条例は、地域再生法（平成１７年法律第２４号。以下「法」という。）第５条第１６項の認定を受けた同条第１項に規定する地域再生計画に記載された同条第４項第５号に規定する地方活力向上地域において適用する固定資産税の特例を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、地域再生法（平成１７年法律第２４号。以下「法」という。）第５条第１５項の認定を受けた同条第１項に規定する地域再生計画に記載された同条第４項第５号に規定する地方活力向上地域において適用する固定資産税の特例を定めることを目的とする。
（固定資産税の課税免除又は不均一課税） 第２条　（略） ２　当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成２７年１０月８日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）（以下これらを「特別償却設備等」という。）に係る固定資産税を、新たに課せられることとなった年度から３箇年度分に限り課税免除又は不均一課税とする。	（固定資産税の課税免除又は不均一課税） 第２条　（略） ２　当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産（所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第６条第１号から第３号まで又は法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第１３条第１号から第３号までに掲げるものに限る。）並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成２７年１０月８日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）（以下これらを「特別償却設備等」という。）に係る固定資産税を、新たに課せられることとなった年度から３箇年度分に限り課税免除又は不均一課税とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。